

## 別表

号	状態像
1	同年齢の子供と比べて知的発達が遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活に支障があるもの
2	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのあるもの，その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る。）で，日常生活に支障があるもの
3	拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもので，日常生活に支障があるもの
4	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので，日常生活に支障があるもの
5	自閉症スペクトラム障害（自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害のあるもの。），学習障害（全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難を示すもの。），注意欠如多動性障害（年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，学習や生活に支障をきたすもの。）に該当するもの，又はその疑いがあるもので，日常生活に支障があるもの
6	状況に合わない感情・気分が持続し，不適切な行動が引き起こされ，それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続するもの，又はその疑いがあるもので，日常生活に支障があるもの
7	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に困難があり，日常生活に支障があるもの
8	心身の病気のため，継続的又は繰り返し医療又は生活の管理を必要とし，日常生活に支障があるもの（食物アレルギーを除く。）
9	病気ではないが不調な状態が続く，病気にかかりやすい等のため，継続して生活の管理を必要とし，日常生活に支障があるもの